

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第3条 略 (調査基準価格) 第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額(予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額から予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>10分の9</u>を超える場合は<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に<u>100分の70</u>を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 (失格基準価格) 第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に10分の7を乗じて得た額、現場管理費に<u>10分の7</u>を乗じて得た額および一般管理費に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 失格基準価格に満たない価格をもって行った入札は、失格とする。 第6条～第10条 略	第1条～第3条 略 (調査基準価格) 第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額(予定価格に<u>3分の2</u>を乗じて得た額から予定価格に<u>100分の85</u>を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。)に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が<u>100分の85</u>を超える場合は<u>100分の85</u>とし、<u>3分の2</u>に満たない場合は<u>3分の2</u>とする。 (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に<u>100分の60</u>を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額 (失格基準価格) 第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に10分の7を乗じて得た額、現場管理費に<u>10分の6</u>を乗じて得た額および一般管理費に10分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。 2 失格基準価格に満たない価格をもって行った入札は、失格とする。 第6条～第10条 略

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表（第7条関係） 失格判断基準 ア・イ 略 ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合 （1）品質確保および安全確保について、支障がある場合 ①・② 略 ③ 現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の <u>7.0%</u> <u>未満</u>の場合 ④・⑤ 略 （2） 略 エ・オ 略 <u>附 則</u> <u>1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。</u> <u>2 改正後の第4条、第5条および別表の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。</u>	別表（第7条関係） 失格判断基準 ア・イ 略 ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合 （1）品質確保および安全確保について、支障がある場合 ①・② 略 ③ 現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の <u>6.0%</u> <u>未満</u>の場合 ④・⑤ 略 （2） 略 エ・オ 略